

②調査の視点

2. 自治体(福祉事務所)と
ハローワークの連携について

「生活保護受給者等就労自立促進事業」(以下「本事業」)が導入されて以降、支援対象者の就労・増収者数は着実に増加している。自治体(福祉事務所)とハローワークの連携状況を把握し、事業の更なる効率的・効果的な実施方法を検討できないか。

③調査結果及びその分析

2. 自治体(福祉事務所)とハローワークの連携について

【調査対象事業】

困窮・生保共通：生活保護受給者等就労自立促進事業

【表2】支援要請の状況 n = 75,559人

支援要請を行った	支援要請を行わなかった
40,437人(53.5%)	35,122人(46.5%)

(1)自治体(福祉事務所)からの支援対象者の送出し状況

調査対象の各自治体に対し、本事業でハローワークに対し支援要請を行った実績については【表2】のとおりであった。

このうち、支援要請を行わなかった理由については、他の生活保護受給者等に対する委託事業で対応しているケースや、自治体独自の事業で支援を行うなど、ハローワークへの支援要請以外の方法で就労支援を行っているケースが多くなっていった。

(2)連携状況について

本事業について、労働局への調査の結果、自治体側の担当者(ケースワーカー、就労支援員等)との連携による支援対象者の要請・受入れの状況について、【図3】のような状況であった。

このうち、「円滑に行われている」と回答した労働局からは、「自治体担当者、就労支援員と支援調整会議を定期的に開催している」など、自治体側と支援対象者についての情報共有が積極的に行われている事例が見られた。

一方、「課題がある」とした労働局からは、「ハローワークのナビゲーターと就労支援員とのコミュニケーション不足等があり、支援対象者の送り込みや、情報の共有についての課題がある」など、担当者同士の連携に課題が見られたほか、「自治体担当者によって、支援を要請する基準が違うように感じる」といった意見や、「自治体側からハローワークへの支援要請が少ないため、自治体担当者に生活保護受給者等と一緒にハローワークへ来ることを促し、ハローワークが支援対象者を決定する場合が多い」など、自治体とハローワークの間で、双方の就労支援に対する考え方の共有が進んでいないケースが見られた。

(3)支援対象者の就職後の状況について

各労働局における支援対象者の就職後の状況(生活保護等からの脱却状況)の把握状況について確認した結果、【図4】のような状況であった。

このうち、「大多数の支援対象者の就職後の状況を把握している」と回答した労働局では、その確認方法について、元支援対象者本人に確認しているケースや、自治体担当者との打合せ等の場において、情報共有しているケースも見られた。

また、確認した情報の活用事例については、「個人が特定されないように配慮の上、協議会で事例発表を行い、本事業の活動促進を図っている」など、相談対応等の質の向上につなげている事例が見られた。

【調査対象】
政令市・中核市・一般市：140先
都道府県労働局(政令市担当)
：13先

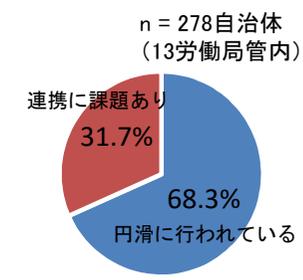
④今後の改善点・検討の
方向性

2. 自治体(福祉事務所)と
ハローワークの連携について

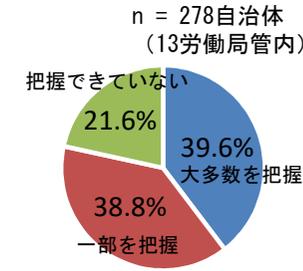
各自治体及びハローワークの連携については、その密度にバラツキがあり、情報共有が円滑に行われていないなどの課題が見られることから、本事業における連携のあり方について、事業運用の改善を図るべき。

また、自治体との連携による就労支援の好事例について関係者に広く共有し、有効な就労支援策の検討に活用すべき。

【図3】連携状況



【図4】就職後の状況



総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 生活困窮者等に対する就労支援

②調査の視点

3. 就労支援の実績を図る指標について

生活保護受給者に対する各種就労支援事業の対象者は「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者」とされており、自治体の判断によって事業対象者の範囲が異なる。現状の成果指標では適切に事業効果を測定できていないのではないかと。

【調査対象】
政令市・中核市：19先

③調査結果及びその分析

3. 就労支援の実績を図る指標について

【調査対象事業】

生保：被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等

生活保護受給者に対する就労支援事業等の支援実績について、主な自治体（政令指定都市・中核市）への調査の結果、事業対象者の状況は【表3】のとおりであった。

下記調査によれば、例えば、K市の「事業参加率」は100%となっており、事業対象者の選定が自治体によって恣意的に行われている可能性がある。自治体が、就労支援の取組に消極的で、事業対象者を狭く設定した結果として、「事業参加率」が高くなっているのであれば、問題である。

なお、仮に、事業対象者数について、生活保護受給者から一般には就労が困難と考えられる高齢者・障害者・傷病者・未成年者を除いた計数とした上で、「事業参加率」を再計算すると、【表3】の参考欄のとおりとなる（注）。もちろん、事業対象者数の範囲については、高齢者・障害者等を一律に除くことは適当ではなく、その他にも事業対象とすることが適当ではない者がいることも勘案すべきである。

（注）本仮定計算において、分母である「事業対象者数」には高齢者・障害者等が除かれている一方、分子である「事業参加者数」には高齢者・障害者等が含まれており、正確な意味において「事業参加率」とはなっていないことに留意。

【表3】事業対象者と参加率

	事業対象者数 a	事業参加者数 b	事業参加率 c(b/a)	(参考)		
				被保護者数 (高齢者等除き) d	事業参加率 e (b/d)	階差 (e-c)
A市	1,954	329	16.8%	2,489	13.2%	▲3.6%
B市	1,334	244	18.3%	671	36.4%	+18.1%
C市	15,339	3,833	25.0%	9,748	39.3%	+14.3%
D市	776	176	22.7%	538	32.7%	+10.0%
E市	206	47	22.8%	306	15.4%	▲7.4%
F市	2,959	430	14.5%	2,051	21.0%	+6.4%
G市	2,402	575	23.9%	3,449	16.7%	▲7.3%
H市	1,388	229	16.5%	1,131	20.2%	+3.7%
I市	3,875	842	21.7%	3,093	27.2%	+5.5%
J市	2,789	762	27.3%	1,665	45.8%	+18.5%
K市	109	109	100.0%	547	19.9%	▲80.1%
L市	283	158	55.8%	951	16.6%	▲39.2%
M市	395	349	88.4%	1,105	31.6%	▲56.8%
N市	8,390	5,276	62.9%	27,408	19.2%	▲43.6%
O市	2,563	2,043	79.7%	7,816	26.1%	▲53.6%
P市	937	744	79.4%	2,233	33.3%	▲46.1%
Q市	505	284	56.2%	932	30.5%	▲25.8%
R市	1,773	1,230	69.4%	3,359	36.6%	▲32.8%
S市	8,992	2,447	27.2%	17,160	14.3%	▲13.0%

④今後の改善点・検討の方向性

3. 就労支援の実績を図る指標について

現状のKPIは、自治体における就労支援の取組実績を正しく評価する指標として適切なものとなっていない。就労支援に積極的な自治体を正しく評価するために、事業対象者数の範囲について設定方法を見直すなど、KPIのあり方を検討すべき。